

函館市介護保険規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 6 0 号

函館市介護保険規則の一部を改正する規則

函館市介護保険規則（平成 1 2 年函館市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別記第 1 号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第 4 条中「別記第 2 号様式の」を「市長が別に定める」に改める。

別記第 1 号様式および別記第 2 号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式の規定に基づき提出されている申告書および改正前の別記第 2 号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の函館市介護保険規則の相当規定により提出された申告書および申請書とみなす。